

### 3 類似業種株価等通達の業種目分類等

類似業種株価等通達の業種目及び標本会社の業種目は、原則として、日本標準産業分類に基づいて区分している。

#### (1) 類似業種株価等通達の業種目及び標本会社の業種目の分類

類似業種株価等通達の業種目（平成20年分は116業種目）は、原則として、日本標準産業分類<sup>(注)</sup>に基づいて区分しており、また、標本会社の業種目の判定についても、日本標準産業分類に基づいて区分している。

(注) 日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、総務大臣が公示している。

#### (2) 日本標準産業分類第12回改定に伴う業種目分類の改正

わが国産業構造の変化に合わせた一層的確な業種目分類を行うため、日本標準産業分類の第12回改定（平成20年4月施行）が行われたことから、これに伴い、「平成21年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」については、業種目分類の見直しを行う予定である。